## 利子割額の都道府県別明細書(第9号の3様式)記載の手引

愛 知 県

## 1 用途等

- (1) この明細書は、平成27年12月31日までに法人が支払いを受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)による改正前の地方税法(以下「旧法」といいます。)第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第39項の規定により充当しようとするとき又は同条第40項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書に添付してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。) (2以上の都道府県に事務所等を有する法人が本県内に主たる事務所等を有する場合は当該主たる事務所等、本県内に複数の事務所等がある場合はそのうちの主たる事務所等)所在地の県税事務所長に提出してください。
- (3) 「※処理事項」欄は記載する必要はありません。

## 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式
	の申告書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。
2「事務所の有無」	事務所等所在の都道府県に○印を付して記載します。
3「控除・充当・還付	利子割額の控除・充当・還付に関する明細書(地方税法施行規則の一部を改正
を受ける利子割額」	する省令(平成 25 年総務省令第 66 号)による改正前の地方税法施行規則第 9 号
	の2様式)の「計 5」の③欄の金額を、当該利子割額を特別徴収した旧法第71
	条の10に規定する特別徴収義務者が申告納入した都道府県ごとに集計し、この金
	額を該当の都道府県の欄に記載します。